

新居浜市民三世代同居等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 31 年 4 月 1 日

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市民三世代同居等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、新居浜市民三世代同居等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて必要な事項を定め、円滑な補助金交付を行い、本市で生活する子育て世帯を積極的に支援し、市外へ転出する若者を抑制することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、住居としての利用上の独立性を有するもので、自らが居住するための家屋又は独立して住居の用途に供することができる家屋の一区分（事務所、店舗その他それらに類する用途を兼ねる家屋の場合は、居住用部分の面積が延床面積の 2 分の 1 以上のもの）をいう。
- (2) 新築住宅 新たに建築される住宅をいう。
- (3) 建売住宅 建築工事の完了の日から、人の居住の用に供したことの無いものをいう。
- (4) 中古住宅 人の居住の用に供したことのある住宅をいう。
- (5) 取得 新居浜市内での新築住宅の建築及び建売住宅又は中古住宅の購入をいう。
- (6) 定住 本市に住居を有し、住所地として住民基本台帳に記載され、かつ、当該住所を生活の本拠とすることをいう。
- (7) 三世代世帯 親、子、孫等の三世代以上で構成される世帯で、申請時に中学生以下の子ども（15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過しない子ども（申請時に母子手帳等で出産予定が確認できる子どもを含む。)) を含む世帯をいう。
- (8) 同居 三世代世帯が市内の同一住宅に居住することをいう。

(9) 近居 三世代世帯が市内の直線距離0.5km以内の2棟以上の住宅に居住すること又は同一棟の共同住宅に居住することをいう。

(10) 三世代同居等 三世代世帯が同居又は近居することをいう。

(11) 世帯全員 三世代同居等に該当する者全員をいう。

(12) 新たに三世代同居等を開始する者 住宅取得に係る契約を行う前1年以上三世帯同居等を行っていない者をいう。

(13) 滞納者 市税等の納付義務者で、その納付すべき市税等をその納付期限（徴収又は滞納処分に関する猶予に係る期限を除く。）までに納付しない者で、かつ、交付申請書及び交付請求書の提出時において納付を完了していない者をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までに住宅取得に係る契約を行った者又はその配偶者で、同期間中の住宅取得に係る契約日以降に新たに三世代同居等を開始する者

(2) 世帯全員が、市税等の滞納者でない者

(3) 取得した住宅の所有権を有する者又はその配偶者

(4) 取得した住宅で5年以上三世代同居等を行い、定住することを誓約する者

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、新たに三世代同居等を開始するために、住宅を取得するための経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、50万円とする。ただし、補助対象経費が50万円に達しない場合は、補助対象経費を上限とする。

2 補助金の交付は、同一三世代世帯に対し1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新居浜市民三世代同居等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(2) 世帯全員の住民票

(3) 世帯全員の続柄が確認できる戸籍全部事項証明書等（ただし、住民票にて続柄が確認できる場合は、省略できるものとする。）

(4) 高校生以下を除く世帯全員の納税証明書又は非課税証明書（ただし、市長が認めたものについては、その他必要と認める書類の提出により代えることができる。）

(5) 工事請負契約書又は売買契約書の写し

- (6) 住宅の位置図及び宅内見取図
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、新居浜市民三世代同居等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(計画変更の承認等)

第8条 交付決定を受けた申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく新居浜市民三世代同居等支援事業計画変更（中止）申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止しようとするとき。

2 交付決定を受けた申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、変更申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、交付決定を取り消し、又は変更することができる。

(交付変更決定の通知)

第9条 市長は前条第3項の規定により補助金の交付決定を変更したときは、申請者に対し、新居浜市民三世代同居等支援事業補助金交付変更決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、新居浜市民三世代同居等支援事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 住宅取得に係る費用の支払いが確認できる書類（領収書、通帳等の写し）
- (3) 住宅の登記事項証明書の写し
- (4) 建築完了検査済証の写し（中古住宅を購入する場合を除く。）
- (5) 取得住宅の現況写真
- (6) 補助事業についてのアンケート

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、新居浜市民三世代同居等支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 確定を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、新居浜市民三世帯同居等支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、確定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、新居浜市民三世帯同居等支援事業補助金交付取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 当該補助事業により取得した住宅を、補助金の交付を受けた日から5年未満で取り壊し、貸与、又は売却したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた日から5年未満で転居又は転出により、三世帯同居等が解消されたとき。
- (3) 提出した書類に偽りその他不正があったとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、申請者に対し、新居浜市民三世帯同居等支援事業補助金返還命令書(様式第10号)により、補助後の経過年数により別表第1に定める金額の返還を命ずることができる。

(報告及び実地調査)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業に関し、申請者、施工業者等に報告を求め、又は実地調査を行うことができるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱により、補助金の申請がなされたものについては、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第14条関係）

助成後の年数	交付決定を取り消す金額
1年以内	交付決定額の100分の100
1年超2年以内	〃 100分の80
2年超3年以内	〃 100分の60
3年超4年以内	〃 100分の40
4年超5年未満	〃 100分の20